

## 船舶事故調査報告書

平成27年11月26日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄司邦昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根本美奈

事故種類	転覆
発生日時	平成26年5月3日 15時57分ごろ
発生場所	岡山県岡山市吉井川 <small>うづい</small> 鵜居四等三角点から真方位048°500m付近 （概位 北緯34°44.88′ 東経134°06.03′）
事故調査の経過	平成26年5月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての操縦者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート ファクトリー7、5トン未満 250-47753岡山、個人所有 3.89m (Lr) × 1.79m × 0.86m、FRP ガソリン機関、89.70kW、平成13年7月
乗組員等に関する情報	操縦者 男性 38歳 操縦免許 なし
死傷者等	死亡 1人（操縦者）
損傷	機関に濡損
事故の経過	<p>本船は、操縦者が知人等（以下「同乗者」という。）6人を乗せ、吉井川左岸の砂州を出発し、操縦者が船首右舷側の操縦席に座り、航行を始めた。</p> <p>同乗者6人は、2人（同乗者A（女性）、同乗者B（女性））が操縦者の左方に、2人（同乗者C（女性）、同乗者D（女性））が同乗者A及び同乗者Bの向かい側に、1人（同乗者E（男性））が左舷側船首方に、1人（同乗者F（男性））が船尾部にそれぞれ位置していた。</p> <p>本船は、吉井川を右岸に沿って東進し、川筋に沿って右転を始めたところ、平成26年5月3日15時57分ごろ、鵜居四等三角点から真方位048°500m付近の吉井川で、左舷側に傾斜して転覆した。</p> <p>操縦者及び同乗者Fは、転覆した本船から脱出した人数を確認したところ、同乗者Aの姿が見えなかったため本船内に閉じ込められていると思い、水中に潜り、操縦者が同乗者Aを船内から助け出し、全員が転覆した本船の船底にはい上がり、本事故発生場所付近を水上オー</p>

	<p>トバイで遊走していたグループに救助を求めた。</p> <p>操縦者は、救助を求めている間、同乗者が履いていたサンダルなどが本船から流れていくのを見て、それらを回収するため、再度川に入り本船から約5m離れたとき、サンダルを持った状態で、下流の方向に流されて行方不明となった。</p> <p>船舶所有者は、本船が出発した砂州にいたところ、本事故を目撃した水上オートバイの船長によって、本事故の発生を知らされた。</p> <p>船舶所有者は、グループの仲間の1人に警察への110番通報を、別の1人に水上オートバイで本事故発生場所付近に行くようそれぞれ頼み、自らも水上オートバイで同場所に駆けつけた。</p> <p>同乗者全員は、救助に当たった岡山県警察及び岡山市消防局の捜索により救助された。</p> <p>操縦者は、17時27分ごろ、岡山市消防局の救助隊員により、本事故発生場所から約20m下流で発見されたが、搬送先の病院で、18時47分医師により死亡が確認され、死因は溺水であった。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船及び同乗者の位置、写真2 操縦者及び同乗者の位置、写真3 同乗者の位置 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 4 (風速 約6.8m/s)</p> <p>水象：水面 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>岡山地方気象台では、4月30日以降、本事故発生場所付近における観測した降水量はゼロであった。</p> <p>本事故発生場所付近の吉井川の川幅は約22.5m、水深約2.5m～2.7mであり、本事故当時、水上オートバイやプレジャーボートでの遊走を楽しむグループがいた。</p> <p>本船の操縦者、同乗者、船舶所有者を含む約20人は、10時ごろからレジャーを楽しんでいた。</p> <p>船舶所有者は、本事故当日、自ら本船を操船し、十数回、本事故発生場所付近を航行しており、乗船者全員に救命胴衣を着用させていた。</p> <p>船舶所有者は、自分以外の者が本船を操船することはないと思っていたので、本船にエンジンキーを差したままの状態にしていた。</p> <p>船舶所有者は、本船が出発したことを出発後すぐに知ったが、本船に何人乗船しているかは知らなかった。</p> <p>操縦者は、本事故時まで、本船を操船したことがなかった。</p> <p>船舶所有者は、操縦者が船舶所有者の所有する水上オートバイをスムーズに操縦していたので、操縦者が小型船舶操縦免許証を受有していると思っていた。</p> <p>本船は、船舶所有者及び同乗者3人での航行時、全速力が時速約80kmであった。</p> <p>同乗者のうち数人は、本事故当時の速力は、時速約50～60kmと</p>

	<p>思った。</p> <p>本船の定員は、船員1人、旅客3人の合計4人であった。</p> <p>本船の最大搭載重量は、乗船者及び所持等を含め350kgであった。</p> <p>操縦者及び同乗者全員の合計体重は、約390kgであった。</p> <p>船舶所有者は、大人用の救命胴衣を4着積んでいた。</p> <p>操縦者及び同乗者全員は、本事故発生時、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>同乗者は皆、防水機能のある携帯電話を持っていなかった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>本船は、吉井川を時速約50～60kmで東進中、川筋に沿って右転を始めたところ、左舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。</p> <p>本船は、定員4人に対し7人が乗船して重心が高くなった状態で回頭したことから、外方傾斜モーメント（乗船者7人を含んだ船体の重心に作用する遠心力の水平成分、舵のほぼ中心に作用する舵の直圧力水平成分及び喫水のほぼ半分の位置に作用する水圧抵抗の水平成分の合計）が傾斜によって生じた船体の復原力を上回って転覆した可能性があると考えられるが、転覆に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>操縦者の死因は、溺水であった。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、吉井川を時速約50～60kmで東進中、川筋に沿って右転を始めたところ、左舷側に傾斜して転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プレジャーボートを操船する場合、小型船舶操縦免許証を受有しておくこと。</li> <li>・ 定員を厳守すること。</li> <li>・ 救命胴衣を着用すること。</li> <li>・ 緊急時の連絡手段として防水型の携帯電話を携行することが望まれる。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

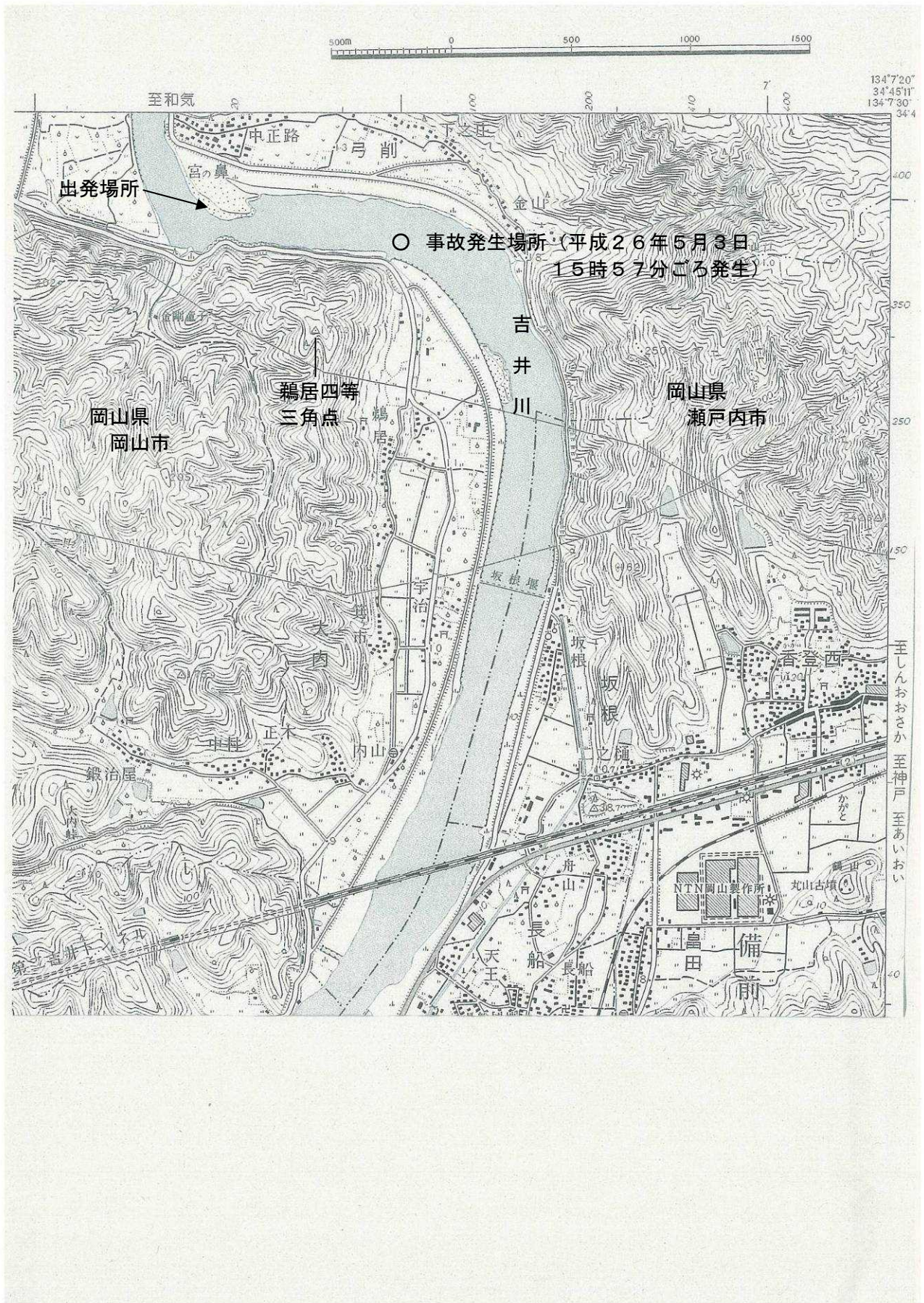


写真1 本船及び同乗者の位置

同乗者E



写真2 操縦者及び同乗者の位置

操縦者

同乗者A

同乗者B



同乗者C

同乗者D

写真3 同乗者の位置

